

**民主党行政改革・規制改革に関する
特別部門会議
<厚生労働省提出資料>**

平成25年1月31日(木)

若者育成支援事業(仮称)

緊急人材育成・就職支援基金に事業を追加
平成24年度補正予算(案)額 600億円
(基金の残額を活用することにより、事業規模は
800億円程度になる見込み)

若年者の早い段階の『再チャレンジ支援』の取組を強化し、若者の職業的自立を図る。

若年者人材育成・定着支援奨励金(仮称) ※事業主支援

事業規模: 728億円

若年者の雇用の安定を促進するため、事業主が雇用する若年労働者に対して職業訓練(3ヶ月～2年。他の訓練と同様にジョブ・カードを活用。)を行った場合及び訓練受講者が正規雇用労働者として定着した場合に助成を行う。

助成内容

(訓練奨励金) 1人月額15万円

(正規雇用奨励金) 1年定着後50万円、2年定着後50万円

職業能
力向上

地域若者サポートステーション事業

※就労支援

事業規模: 60億円

(1) サポステ相談支援事業

ニート等の若者の就労を支援するために、若者サポートステーション(以下「サポステ」)を設置し、専門的な相談支援を行う。

(2) サポステ・学校連携推進事業

学校との連携体制を構築し、訪問支援による在学生の支援、学校等との中退者情報の共有による中退者支援等を実施。

(3) 若年無業者集中訓練プログラム(仮称)

合宿形式を含む生活面のサポートと職場実習の訓練を集中的に行うことなどにより、ニート等の若者の就労を強力に支援する。

就労意
欲喚起

助成内容 ((3)若年無業者集中訓練プログラム(仮称))

(訓練奨励金) 1人最大月額10万円

若年者の職業的自立へ



若年無業者集中訓練プログラム事業

平成24年度補正予算案

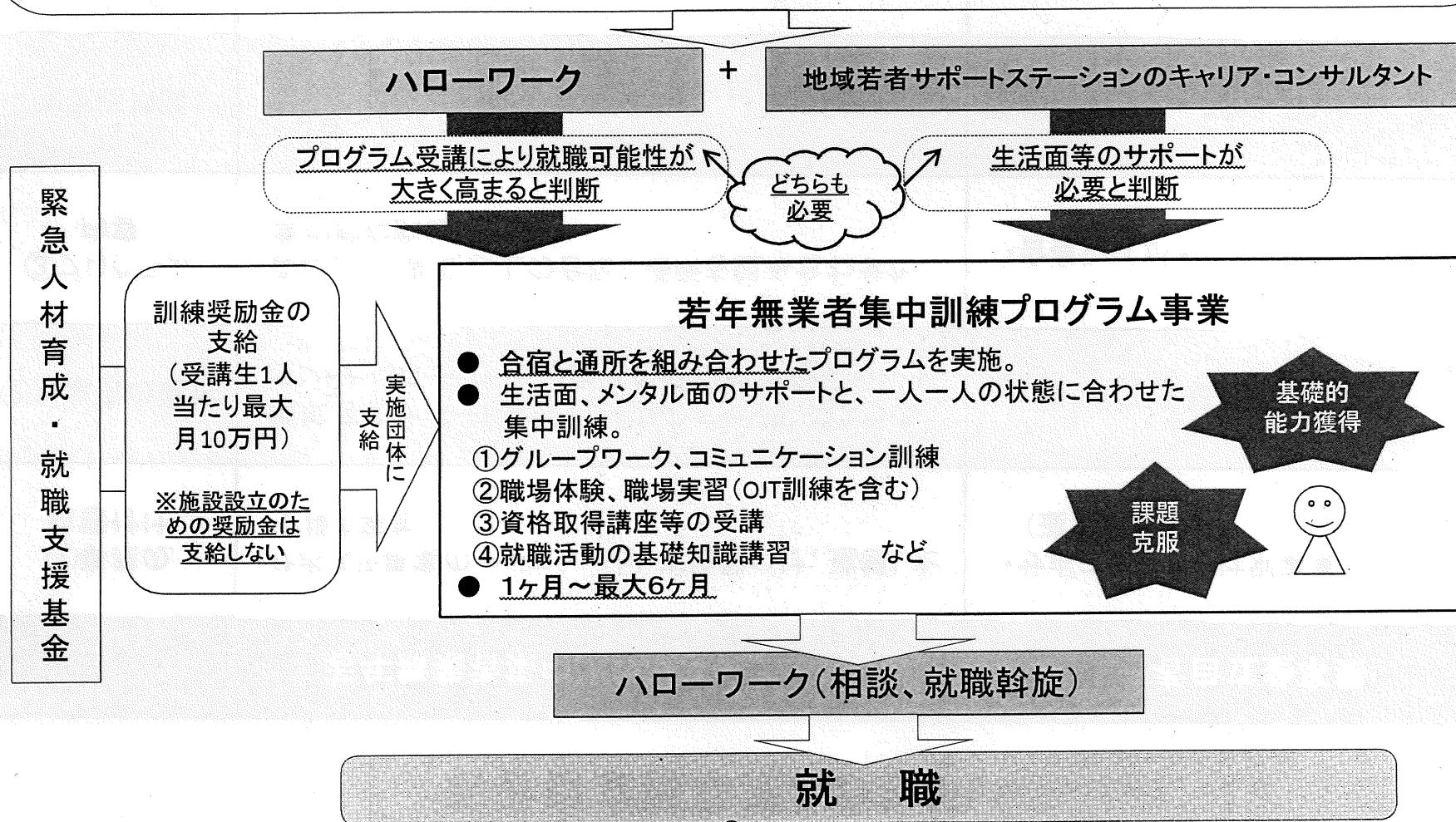
4.8億円

事業概要

地域若者サポートステーション事業の1メニューとして、ニート状態にある若者に対し、合宿と通所を組み合わせた生活面等のサポートと職場体験・職場実習(OJT訓練)・資格取得等の訓練を集中的に実施、自信回復、就職に必要な基礎的能力獲得、基礎的資格の取得等を図り、就労を強力に支援する。

対象者

15歳～39歳までの若年無業者等であって、生活面、メンタル面のサポートが必要である一方、基礎的能力を付与した場合に、一定以上の職業能力の発揮が期待できる者。



若者自立塾事業とのちがい

	若年無業者集中訓練プログラム事業	若者自立塾事業
①事業の位置付け	・サポステ事業の一メニューとして位置づけ、連続した支援を実施	・サポステ事業とは別事業（連携が課題）
②対象者の選定	・地域若者サポートステーションのキャリア・コンサルタントとハローワークの両方の判断が必要	・原則として各塾が判断
③プログラム内容	・連続した1週間以上の合宿と通所を組み合わせた集中的な訓練	・合宿形式がメイン
④実施期間	・1ヵ月～最大6ヵ月 ・就職等進路決定による途中卒業が可能	・原則3ヵ月（一部6ヵ月）
⑤設立奨励金の有無	無	有（上限800万円）
⑥訓練奨励金	・1人当たり1月最大10万円 (合宿を実施した場合の上乗せ分を含む) ・実施期間の長期化に伴い、支給金額を遞減する仕組みとすることを検討	・1月あたり約10万円

若年無業者集中訓練プログラム事業

一 平成25年度予算概算要求内容と平成24年度補正予算案内容の違い一

	平成25年度概算要求 (民主党政権下)	平成24年度補正予算案
①事業名	(要求なし)	若者育成支援事業 (うち「若年無業者集中訓練プログラム事業」分)
②予算額	(要求なし)	4.8億円
③事業内容	(要求なし)	地域若者サポートステーション事業の1メニューとして、ニート状態にある若者に対し、合宿と通所を組み合わせた生活面等のサポートと職場体験・職場実習(OJT訓練)・資格取得等の訓練を集中的に実施、自信回復、就職に必要な基礎的能力獲得、基礎的資格の取得等を図り、就労を強力に支援する。

第2WG 評価コメント

事業番号2-7若者自立塾(若者職業的自立支援推進事業)

WGの評価結果

若者自立塾（若者職業的自立支援推進事業）

廃止

(廃止 5名 自治体/民間 4名 予算計上見送り 0名)

予算要求縮減：a 半額 0名 b 1/3程度縮減 2名 c その他 1名

とりまとめコメント

平成17年から5年が経過しているが、効果の検証や実績把握がきっちりと把握できていないので、やり方を含め、一旦廃止して徹底的に見直すべき。

評価結果を踏まえた対応

平成21年度末をもって廃止

ジョブ・カード制度普及促進事業・キャリア形成促進助成金（ジョブ・カード制度関連）の見直しについて

問題点（仕分け指摘事項）

関連予算の大半が、既に雇用関係にある労働者への訓練助成（雇用型訓練）に投入されており、ジョブ・カードの取得が就職に結びつく制度になっていない。

ジョブ・カード制度の普及促進が、非正規雇用者の雇用の安定化という本来の目的に沿っておらず、企業に対する助成金の紹介に力点を置いた普及促進にとどまっている。

関連する助成金との整理が必要

見直しの実施

従 来

- ① 雇用型訓練
- ② 委託型訓練

求職者支援に資する訓練に対象を拡大

- ① 雇用型訓練
- ② 委託型訓練
- ③ 公共職業訓練
- ④ 求職者支援訓練

訓練企業で
正社員へ

就 職

ハローワークで支援

- ・ 国が中心となり連携・協力体制を構築し、非正規雇用者の雇用の安定化というジョブ・カード制度の本来の目的を実現

- ・ 普及促進の中核である地域ジョブ・カード運営本部を、地域ジョブ・カードセンター（商工会議所）から国（労働局）に移管

- ・ 地域ジョブ・カードセンター（47ヶ所）及びサポートセンター（70ヶ所）は、企業向けの普及促進に特化

- ・ キャリア形成促進助成金（ジョブ・カード制度関連）は廃止
一般のキャリア形成促進助成金で対応